

(五) 生徒の学習と評価

1. 考査及び評価に関する規定

第1章 考査に関する規定

(考査の実施)

第1条 考査の種類及び時期

1. 定期考査 : 学年別、科別に共通の問題によって定期的に実施する。
イ. 中間考査 (各学期の半ばに実施する。)
ウ. 学期末考査 (各学期末に実施する。)
2. 臨時考査 : 各教科担当が必要に応じて実施する。
3. 実力テスト : 進路部の計画によって毎学期1回実施する。但し、3年生・3学期のそれは実施しない。
4. 模擬テスト : 進路部の計画によって実施する。(対外模試を含む)
5. 繰上げテスト : 上級学校への進学または就職等の試験のために卒業試験が受験できない生徒に対して1月末に実施する。
6. 追認考査 : 学年末の成績判定の結果、科目の判定が「1」の生徒に対して実施する。
追認考査実施において対象生徒は、学校長へ追認考査の申し込みを行うものとする。
(1) 当該学年において単位保留となった科目を、1年生と2年生は3月に行い、3年生は2月と3月に行う。
(2) 過年度において単位保留となった科目は、年4回行う。

追認考査

(改正:平成22年7月)

	1年	2年	3年
過年度		一学期2回 二学期2回 (1年の単位保留科目)	一学期2回 二学期2回 (1, 2年の単位保留科目)
当該年度	3月	3月	2, 3月

7. 代考査 : 正当な理由により、定期考査が受けられなかった生徒に対して原則実施する。(追加:平成27年3月)

第2条 定期考査の問題は基礎力を重視し、所要時間、学習範囲等を勘案して、概ね平均60点になるように出題する。但し、理数科は平均70点以上になるように配慮して出題する。

第3条 定期考査の時間割は、実施日の一週間前までに発表する。また、監督の割当は試験当日の2日前までに発表する。

(監督者の任務)

第4条 監督の任に当たる者は、次のことを行う。

1. 監督に専念し、公正な考査の実施に努める。
2. 考査開始後、遅れた者は入室許可書を確認後受験させる。なお、25分以上遅れた者はその時間の考査を受験させずに、職員室へ行かせる。
3. 考査中、体調不良の生徒が出た時は、保健室へ行かせる。
4. 考査中、体調不良の生徒が出た場合は、答案を回収し、保健室へ行かせる。
5. 答案は、枚数を確認し番号順に並べて不受験者等の必要事項を記入した表紙をつけて、教科担任に返却する。
6. 問題、答案の受け渡しは、職員室の所定の場所で行なう。
7. 不正行為を見つけたときは、その場で証拠品を預かり、テストを中止させ、番号・氏名をひかえ教科担任、学級担任、生徒指導部に連絡を取り、適切な指導に当たる。
7. 不正行為者は以後別室受検させ、その科目の得点は0点とする。処置については懲戒規定を適用する。

(追加:平成26年3月)

(受験者の心得)

第5条 テスト前及びテスト中は、次の行為を厳守する。

1. テストを受けるときの座席は、廊下側から番号順とする。(6列)
2. 筆記用具以外のものは、鞆やロッカー等に片付ける。携帯電話の電源は切っておく。
3. 考査中は、物品の貸借、離席をしない。私語や故意の雑音は禁止する。
4. 考査終了の合図があるまでは、特別な理由がない限り答案の提出をしない。
5. テスト1週間前からの部活動は、原則として中止する。
6. 考査1週間前(作問期間)から考査期間終了まで、職員室及び印刷室の出入りを禁止する。

(追加：平成26年3月)

第2章 学習評価に関する規定

第6条 学習評価は次の方法による。

1. 学習評価は絶対評価とする。
2. 学期の評価は100点法とし、学年の評価は5段階法によるものとする。

第7条 評価は次のことを考慮にいれて行う。

1. 各教科・科目の成績の評価は、定期考査、臨時テスト、実力テスト、提出物、実技等の成績及び出席状況、観点別評価を資料として総合的に行い年間平均6.5点以上になるようにする。但し、理数科は平均7.5点以上になるようにする。
学期ごとの平均点は普通科60点 理数科70点以上を目安とする。(平成21年3月改正)
2. 属する科やクラス、教科担当によって評価が有利また不利になることがないように、クラスの実態や学習の達成度を十分に考慮に入れる。
3. 正当な理由のない不受験、答案不提出、不正行為のあったテストの得点は0点とする。

4. 定期考査および代考査(第1条第8号)のいずれかを欠いた者の成績処理は次のようにして行う。

(1) 定期考査(中間・期末考査)および代考査のいずれかを欠いた場合

- ① 忌引き、出席停止(進学に伴う受験も含む)、校長が必要と認めた出席扱い、公欠などにより、いずれかの考査(中間考査、期末考査および代考査)を欠席した場合は、下記の計算式にて「見込み点」を与える。

$$\text{a.見込み点} = \frac{\text{b.中間考査、期末考査} \times \text{c.受験できなかった考査の科目の平均点}}{\text{d.受験した考査の科目の平均点}}$$

例) 数学Ⅰ 中間考査・・・60点(b) 期末考査・・・不受験

受験→(中間考査) 数学Ⅰ受験クラス 1組 2組 3組 の平均点50点(d)

不受験→(期末考査) 数学Ⅰ受験クラス 1組 2組 3組 の平均点40点(c)

$$60(b) \times 40(c) / 50(d) = 48(a)$$

- ② 病欠、その他正当と認められた理由(届出欠など)により考査を欠席した場合は、前記(1)の「見込み点」の8割とする。

(2) 当該学期のそれぞれの考査(中間考査および期末考査)、学年末考査を欠いた場合は、他の学期の評価や当該学期の学習状況を参考にして、学期の成績を算出する。

5. 代考査(第1条第7号)についての成績処理は、代考査の得点の8割程度で処理する。

(一部修正・追加：平成30年4月)

6. 各学期の評価において、出席時数がそれぞれの科目の授業時数の3分の2に満たない者は、テスト成績等の如何に拘わらず *を素点の前に記入し、年度末で考慮し評価する。

第8条 評価の基準は概ね次の通りとする。

5段階法	100点法
5	80～100
4	65～79
3	50～64
2	35～49
1	0～34

第9条 学級担任は、各教科担任より提出された学業成績伝票によって成績一覧表を作成し、校長の承認を受ける。

第10条 生徒の学業成績は、通信表によって家庭に通知する。

第11条 学業成績が不良で単位修得が困難な生徒や、遅刻、欠席が著しく多い生徒に対しては、文書を通して家庭に通知する。

2. 単位修得及び進級、卒業の認定に関する規定

(認定者)

第1条 単位及び進級、卒業の認定は職員会議に諮り、学校長が認定する。

(履修)

第2条 各学年に置いて、学校の定める教育課程に従って全教科・科目及びホームルーム活動を履修しなければならない。

1. 出席時数が当該科目の授業時数の3分の2以上であること。
2. 授業時数不足の者については、正当な理由のあるもの限り、当該学年において1×単位数の範囲内で不足時数を補うことができる。→教務部運用規定

(単位の認定)

第3条 学校の定める教育課程に従って教科、科目を履修し、次の条件を満たす者に対しては、所定の単位を認定する。

1. 学業成績の評価が「2」以上であること。
2. 第2条の履修条件をみたすものとする。

第4条 単位の認定は履修科目につき、毎学年ごとに行う。2学年以上にわたって分割履修する科目の場合も、履修した単位を毎年ごとに認定する。

(単位保留)

第5条 次の各号のいずれかに該当するときは単位を認定せず、単位保留とする。

1. 学業成績の学年評価が「1」のとき。
2. 出席時数が当該科目の授業時数の3分の2に満たないとき。
〔転入学した者や休学した後、復学した者の出席時数は、休学前又は転入前の学校に在学していたときの出席時数を通算する。〕

第6条 追認考査の結果、単位が認定された場合、その科目の評価は「2」とする。

第7条 追認考査に合格した場合、その生徒の指導要録の訂正及び記入は現担任が行い、日付は単位認定を受けた日とする。

(進級)

第8条 次の条件を満たす者は、進級を認める。

1. 出席日数が年間出席すべき日数の3分の2以上であること。
2. 各学年において、学校の定める教育課程に従って全教科・科目及びホームルーム活動を履修していること。

第9条 第8条1、2の条件を満たさない者は、原級留置とする。3年次においては、卒業に必要な単位数を履修していない者は、原級留置とすることができる。

第10条 原級に留まる者は、現学年における履修科目をすべて履修するものとする。

(選択科目の変更及び取り消し)

第 11 条 選択科目の登録変更は、調整期間（2月末日まで）内に行うものとし、それ以後は認めないものとする。

（卒業）

第 12 条 次の条件を満たす者は、卒業を認める。

1. 出席日数が年間の出席すべき日数の3分の2以上であること。
2. 各学年において、学校の定める教育課程に従って全教科・科目及びホームルーム活動を履修していること。
3. 所定の単位数を習得していること。

第 13 条 総合学習とLHRを除き卒業に必要な修得すべき単位数は、次の通りとする。
(平成 31 年 3 月追加・改正)

平成 30 年度入学者	
	全学年
普通科	75 単位以上
理数科	78 単位以上

平成 29 年度入学者	
	全学年
普通科	76 単位以上
理数科	79 単位以上

第 14 条 卒業保留の者が、追認考査により所定の単位を修得した場合の卒業の日付は、同年度の卒業式の日付と同一とする。

第 15 条 校長は、卒業できなかった者で学力劣等で成業の見込みがないと認められる者については、退学を行うことができる。